

令和5年12月20日
子ども・若者部
教育委員会事務局

民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の募集開始について

1 主旨

令和6年度以降の民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の募集（提案型）について、令和5年11月14日文教常任委員会及び16日子ども・若者施策推進特別委員会（以下、「11月委員会」という。）にて報告した変更点の一部修正を加え、「民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集要項【提案型】」を公表する。

2 募集要項の内容及び11月委員会で報告した内容からの変更点

(1) 募集要項

別添「民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集要項【提案型】」のとおり

(2) 11月委員会で報告した内容からの変更点

11月委員会にて、民設民営放課後児童クラブ運営事業者の応募要件に関して、「①放課後児童健全育成事業、又は区が放課後児童健全育成事業と同等と認める事業のいずれかを1年以上運営していること。」に加え、「②5歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園（幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園）のいずれかを3年以上運営していること。」を拡充することを報告した。

11月委員会でのご意見を踏まえ、さらに選定委員との協議を行い、「児童福祉法に定める児童厚生施設である児童館の1年以上の運営実績」を追加する。

3 整備優先度マップ

整備の促進を図るため、以下の優先順位を設定し、整備の必要なエリアを可視化する「整備優先度マップ」（別添募集要項 別紙2）を公開する。

優先順位	登録児童数等	表現
非常に高い	登録児童数200人以上の新BOP学童クラブの学区域	赤色
高い	登録児童数160～199人の新BOP学童クラブの学区域	黄色
個別判断	民設民営放課後児童クラブが整備中の学区域	黄緑色
	それ以外	色なし

※原則として、当該年度の5月1日時点の登録児童数を基準とするが、上記表の色なしの「それ以外」の学区域であったとしても、学校施設の使用状況等の諸事情を踏まえ、優先順位の高い学区域として着色する場合がある。

※民設民営放課後児童クラブが整備中の学区域に関しては、登録児童数や応募を検討する事業者からの相談内容等を踏まえ、個別に提案受領の可否を判断する。

※「整備優先度マップ」は困窮している学区域を表現しており、民設民営放課後児童クラブの整備誘導を図る場所については、これまで同様、当該小学校から半径約800m圏内とする。

4 事業者周知等

(1) 公表場所

区ホームページ（令和5年12月25日公開予定）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/001/d00207322.html>

(2) 事業者周知の方法

- ① 令和4年度に民設民営放課後児童クラブの整備を開始するにあたり、募集の案内を行った放課後児童クラブを運営する民間事業者に対して、改めてダイレクトメールにより募集要項の公表を周知する。
- ② 区内の私立認可保育所等に対して、私立園長会などで周知を行う。
- ③ この他、順次周知を進める。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月25日 募集要項の公表

令和6年 2月 2日 第1期提案の締め切り

2月 5日

～3月22日 第1期選定委員会による審査期間

以降、別添募集要項別紙3「スケジュール一覧」のとおり、順次提案受付

民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集要項【提案型】

1. 募集の主旨

世田谷区（以下、「区」という。）では、保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、子ども人口が減少傾向にあるものの、新BOP学童クラブの登録児童数が増加の一途を辿り、公設の新BOP学童クラブの大規模化が大きな課題となっています。このような課題の解消に向けて、学校外に民設民営放課後児童クラブを誘導し、子ども及び保護者が様々な放課後の過ごし方を選択できる環境の充実に努めます。

「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の理念である、『子どもが安心して、楽しく・自由に遊べる環境のもとで、生きる力と主体性を伸ばし、ひとりひとりの今の育成（子どもの成長と育ち）を支える』ことを実現し、子どもの放課後の遊びと生活の質の向上を図るため、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を行う事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

放課後児童健全育成事業に熱意と責任のある皆様のご応募をお待ちしております。

2. 募集概要

（1）事業内容

区が実施している児童館や新BOPと連携し、民設民営放課後児童クラブの整備・運営を担っていただける事業者を募集します。施設の整備、運営に際しては、別紙1「施設整備及び運営に関する基本的事項」を遵守していただきます。整備・運営事業者として選定された場合、区と事業者との間で民設民営放課後児童クラブの整備及び運営の基本的事項を確認するため、「協定書」を取り交わします。

（2）開設時期

令和7年4月1日以降

※令和7年4月以外の開設についてもご相談ください。

（3）開設場所

別紙2「整備優先度マップ」でご確認ください。

※整備優先度マップはホームページ上で随時更新してまいります。

（4）募集数・定員

募集数：上記開設場所内に年間数か所程度

※各提案施設の定員によって選定する事業者数が異なります。

定員：原則として、1か所あたり80名を上限とする。（2支援の単位）

原則として、1支援の単位を構成する児童数は40名を上限とする。

※区が指定する優先受入校に通う補助対象児童を定員の8割以上受け入れること。

3. 応募要件

次の（1）～（6）の要件を全て満たしている法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等）。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

（1）原則として、応募日時点において3年以上の法人運営実績を有すること。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

① 放課後児童健全育成事業、又は区が放課後児童健全育成事業と同等と認める事業のいずれかを1年以上運営していること。

※ 同等と認める事業とは、開所日・開所時間及び対象者等が、新BOP学童クラブと同程度の条件で運営されていることを基本とし、個別に事業を確認し判断する。

② 5歳児までの保育・教育を行う認可保育所、又は児童福祉施設として法的に位置づけられる認定こども園(幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)のいずれかを3年以上運営していること。

③ 児童厚生施設である児童館を1年以上運営していること。

(3) 放課後児童健全育成事業の運営に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

(4) 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子ども条例」「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等を十分に理解し、区の放課後児童クラブ関連の事業について積極的に協力できる事業者であること。

(5) 財務状況

① 経営状態が良好であること。

※ 収益性、安定性などの財務指標を総合的に判断し、経営不振の状態でないこと。

② 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

※ 「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、又は事業活動計算書の「当期活動増減差額」が3年間にわたり損失が計上されている状態にないこと。

③ 直近期の会計年度において、債務超過になっていないこと。

※ 「直近期の決算報告書等」において、貸借対照表の「負債(債務)」が「資産(財産)」を上回っている状態にないこと。

(6) 所管庁の監査、指導検査等

事業主体及び運営している事業所において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘や勧告を受けていないこと。ただし、文書指摘や勧告を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同等の取り扱いとする。

4. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの(地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触するもの)

(2) 国税及び地方税を滞納しているもの(応募事業者のほか、その代表者・役員、運営しようとする放課後学童クラブの施設に対する物件権利者(土地所有者、建物所有者)のいずれかがこれらの税金を滞納しているもの)

(3) 破産法、民事再生法、刑事罰、会社更生法の適用を受けている、又は受けようとしているもの

(4) 役員または職員が刑事罰を受けているもの。(禁錮以上の刑並びに児童福祉法の規定、その他の児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでのもの)

(5) 応募事業者(関連団体も含む。)のほか、その代表者・役員、運営しようとする放課後児童クラブの施設に対する物件権利者(土地所有者、建物所有者)のいずれかが、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

※なお、必要に応じて、資格審査のため関係機関への照会を行うことがあります。

5. 整備・運営にあたっての補助制度

事業所を整備・運営するにあたっては、以下の補助制度があります。本募集要項に基づく事業者の決定に際しては、当該補助制度を利用するための条件が付される場合があります。なお、補助制度は、当該事業の経費を含む区の予算の成立を前提とします。

(1) 施設整備経費にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱」等に基づき、施設整備にかかる経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

(2) 施設運営経費にかかる補助

「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」等に基づき、民間の放課後児童健全育成事業者の運営に要する経費の一部を補助します。補助金の申請方法については、補助事業者の決定後に別途説明します。

6. 応募手続

(1) 事前相談

応募書類等の作成方法などのご相談を受け付けます。事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。

※提案に関する各種スケジュールは別紙3「スケジュール一覧」でご確認ください。

※提案内容によっては応募をお断りする可能性があります。

(2) 事前協議(別紙4「事前協議書類一覧」のとおり)

別紙4「事前協議書類一覧」の提出書類に基づき、本募集要項に定める応募条件等を満たしているか確認するための事前協議を行います。正本1部、副本4部をご準備の上、スケジュール期間内に必ず事前協議をお願いします。

※副本は正本のコピーとしてください。

※個人情報に関する部分のみ黒マジック等で塗抹をおこなってください。

※事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。区へ事前協議がない場合は、提案を受け付けできませんので予めご了承ください。

(3) 応募書類の作成方法・提出部数

(別紙5「応募書類一覧」のとおり)

すべての書類は正本1部、副本4部を提出してください。提出書類はお返しいたしませんので、必要な場合には控えをお取りください。

① 正本は、表紙及び背表紙に、タイトル及び法人名を記入すること。

- ② 書類の名称を記載した台紙とともにファイルに綴じて提出すること。(台紙には数字や記号ではなく書類の名称を記したインデックスを付けること)
- ③ 提出書類はA4版又はA3版で作成し、複写をすることがあるため、クリアファイル、紙ファイル等は使用しないでください。
- ④ 指定様式があるものは区HPからダウンロードして作成してください。

(4) 応募書類の受付期間

別紙のスケジュール一覧を確認のうえ、区児童課まで直接ご持参ください。

※直接持参が難しいご事情がある場合は、別途ご相談ください。郵送による提出の場合、未着や遅延等については、理由を問わず応募を受け付けできません。事前協議が終了していた場合も同様です。

※ご持参される場合は、必ず事前に電話連絡の上、日程を調整し、区児童課の窓口までお越しください。

(5) 提出先

世田谷区役所 子ども・若者部 児童課

東京都世田谷区世田谷4-2-1-27 第2庁舎2階20番窓口

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く)

7. 事業者の審査、採択及び決定

本募集要項に基づく事業者提案の採択については、区が設置する「世田谷区民設民営放課後児童クラブ運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)」の審査に基づき、世田谷区長が行います。審査の結果、いずれの事業者の提案も採択しない場合があります。

なお、審査委員会での採択後、速やかに物件権利者(土地所有者、建物所有者)と事業者の双方で、放課後児童クラブの開所に向けて両者が協力していく旨の申出書を作成し、区に提出してください。申出書の確認が出来次第、正式な事業者決定となります。土地・建物共に事業者の所有に属する場合は、この限りではありません。

(1) 審査方法(状況により、審査を変更する場合があります。)

- ① 応募書類等の内容審査(財務審査を含む。)
- ② 計画予定地や応募事業者の既運営施設(放課後児童健全育成事業所等)の現地調査
- ③ 今回の提案や事業所の運営にかかる責任者等に関するヒアリング審査

※上記①の審査の結果、②現地調査及び、③ヒアリング審査を行わず、提案を採択しない場合があります。

※上記②の対象施設は、原則として区が指定します。

※上記②、③の審査日は、選定委員会で指定します。必ず法人代表者(担当理事や本事業の責任者でも可)と事業所の運営にかかる責任者(候補者可)、現地調査対象施設の事業所の運営にかかる責任者が出席してください。

※上記③のヒアリングは提案施設の責任者(施設長候補者)の出席が必須となりますが、ヒアリング実施後及び開所までの準備期間中に施設長を変更した場合は、改めて審査を実施することがあります。

※上記①、②については、過去の審査結果を引き継ぐ場合があります。

(2) 審査項目

選定委員会は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「こども基本法」、「東京都こども基本条例」、「世田谷区子ども条例」、「放課後児童クラブ運営指針」「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」等に基づき、次の点を重視して審査を行います。

評価項目	評価内容	
事業者の理念	放課後児童健全育成事業の理念・公共性・公益性を持ち、社会的責任を担っている事業者であること。	事業者から提出された資料及び法人の経営に携わる責任者、事業所の運営にかかる責任者等とのヒアリング内容から、放課後児童クラブとしての社会的責任や地域における役割に関する考え方等について、評価・審査を行います。また、子どもの権利条約や世田谷区子ども条例を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した理念や事業内容となっているかについても評価・審査を行います。
事業の安定性・継続性	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること。	事業者の財務状況等について公認会計士による財務内容の確認を行うことで、子どもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるかについて評価・審査を行います。
運営管理体制	職員や利用者、外部の意見を取り入れるなど、開かれた運営がなされていること。	内部の意見のみによる運営ではなく、客観的な外部の意見等を運営にフィードバックさせることや、現場からの意見が経営層の判断に反映される仕組みづくりがなされているかどうかについて評価・審査を行います。
質の確保	「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」や区の目標を理解した上で、子どもの最善の利益や子どもの成長と育ちを尊重し、子どもの視点に立った支援を実施していること。	事業者が現に運営している事業所の現地調査を行うとともに、日々の活動内容や支援方法などを把握できる資料により、運営内容について評価・審査を行います。
人材の確保・育成・継続年数	計画的な職員採用・人材育成により、質の高い職員が確保されていること。	採用方法や異動に伴う既存事業所への影響を注視しながら、提案事業所に配置を予定する職員の年齢・継続年数等のバランスについて評価・審査を行います。また、職員に対する処遇や研修の状況から、能力を高めながら働き続けることのできる環境の整備等についても評価・審査を行います。

※この他、「配慮を要する子どもへの支援」「児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援」「保護者との連携」「地域資源開発・地域連携」「関係機関との連携」等についても評価・審査を行います。

8. 応募に際しての留意事項

- (1) 本件業務に従事する区職員及び選定委員等の本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (2) 応募後に提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 本募集要項に基づいて事業者として決定された後に、開設時期や事業所の運営にかかる責任者を含む提案内容の変更は認めません。やむを得ない事情により変更する場合は、区との協議が必要となります。また、提案内容が守られないときは、補助金を減額又は支出しない場合があります。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。
- (5) 補助金交付に関する財産処分の制限があります。財産の処分により収入があった場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- (6) 過去に区における民設民営放課後児童クラブ運営事業者（提案型）の選定により不採択となった事業者については、原則として不採択の決定から1年以内に応募をすることはできません。

9. 申請から事業者決定までのスケジュール

別紙3「スケジュール一覧」でご確認ください。

10. その他

- (1) 応募にかかる費用は、申請書の提出・未提出、提出した事業所整備の採択・不採択に関係なく、一切の費用を応募する事業者の負担とします。
- (2) 応募書類等及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。
- (3) 追加資料の提出を依頼することがあります。
- (4) 応募後に、当該提案を取り下げることになった場合は、至急担当までご連絡ください。あわせて辞退届をご提出ください。
- (5) 応募書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、世田谷区情報公開条例の規定に則し公開します。あらかじめご了承ください。
- (6) 区は、提出された書類について、事業所整備の採択・不採択に関わらず返却しません。必要な場合は、控えをお取りください。
- (7) 施設長候補者の変更につきましては、開所後の施設運営が安定（3年程度）するまでは、やむを得ない事情を除き、極力変更を行わないようにしてください。やむを得ない事情により変更を行う場合においても、必ず事前に区へ協議をしていただきます。

11. 問合せ先

世田谷区子ども・若者部児童課

電話 03(5432)2493 (直通)

Eメールアドレス SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

所在地 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口

(別紙1)

施設整備及び運営にかかる基本的事項

放課後児童健全育成事業の施設整備・運営を行うに当たっては、「5. 遵守すべき法令等」に適合している必要があります。また、主な施設整備及び運営の要件、事業者が行う主な業務は以下のとおりです。関係法令や基準等は、巻末に列挙しましたので必ず確認してください。

1. 施設整備の要件

(1) 必要な設備

専用区画	児童の遊びや生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を、児童1人につき1.65㎡以上を確保すること。
設備、備品等	専用区画の他にトイレ、事務室等を設置し、付帯設備として下駄箱、手洗い場、ランドセルロッカー、キッチン、冷暖房、専用電話など支援の提供に必要な設備及び備品等を整備すること。 また、敷地外、建物外に出ることができる二方向の避難経路を確保し、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。

※専用区画及び設備、備品等は、衛生及び安全が確保されていること。

(2) 二方向避難の考え方について

・放課後児童クラブの施設に非常口を2か所設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないように、2方向の避難路を確保すること。

・非常口は、放課後児童クラブの施設に設置される出入り口を指す。

非常口は、建物全体を放課後児童クラブが専用する場合にあっては、各部屋及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要があり、複合ビル的一部分を放課後児童クラブとして使用する場合にあっては、各部屋等、放課後児童クラブ部分及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要がある。

避難路は、各部屋等から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路以上確保すること。なお、経路の重複は不可とする。

また、避難路は幅1.5メートル以上を確保することが望ましい。

なお、「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれについても、原則として10m以上離れていること。

※公道に出るまでの間、私道や隣地の通路等を避難路とする場合は、児童が避難路として使用することについて、当該私道等の所有者との覚書等の取り交わしが必要である。(私道等が当該放課後児童クラブ敷地の所有者である場合は不要。)

※上記内容についてご不明な点がある場合は、別途ご相談ください。

(3) その他の留意事項

- ①運営法人は継続して事業を行うこと。また、建物の所有権又は賃借権を有し（賃借、地上権などにより、法的に占有権限があること）、又は確実に有する見込みがあること。
- ②土地・建物について、使用貸借契約や共有による確保等は原則として認められない。
- ③建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、個人事業税、都市計画税等を滞納していないこと。
- ④放課後児童クラブの施設整備・運営に関しては、事業の円滑な運営のため事業者の責任において町会関係者、近隣住民等へ十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。
- ⑤施設においては、保護者お迎え時の駐輪場の確保と建物の所有者ほか近隣に対し説明および対応を行うこと。また放課後児童クラブ関係者や緊急車両、ごみ収集車等が一時駐車できるスペースなども確保することが望ましい。施設や周辺に駐輪場の確保が難しい場合は、近隣関係者への説明や保護者へ周知を行うなど十分配慮すること。
- ⑥施設の設計や工事にあたっては、近隣関係者からの要望に配慮し、可能な限り対応すること。また、事業者の責任において解決を図るよう努めること。
- ⑦日照や景観、プライバシー等、近隣住民に配慮したものとすること。
- ⑧開設後も地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。
- ⑨提案する施設は、放課後児童クラブとして使用する旨、貸主の了承を得ておくこと。
- ⑩建築基準法による児童福祉施設等用途として、設計を確定する前に、建築基準法や消防法等をはじめとする建築基準関係法令に適合すること。設計者は世田谷区都市整備政策部建築審査課及び管轄の消防署等に必ず相談し、その指導に従うこと。
- ⑪計画地には都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レットゾーン）を含まないこと。計画地が建築物浸水予防対策要綱第3条に該当する場合（新築・増築・改築又は移転の場合のみ）は世田谷区都市整備政策部建築調整課へ届出をし、後日、児童課へ「届出印」が押印された副本（オンライン手続きの場合は、受付完了メールと届出書）を提出すること。あわせて「世田谷区洪水ハザードマップ」の浸水想定区域、「世田谷区土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区域に該当する場合は、事業計画書にその旨を明記し、当該区域内であることを踏まえた災害対策について記載すること。
 - ・世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00005601.html>
 - ・世田谷区土砂災害ハザードマップ
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00149126.html>
 - ・土砂災害防止法に基づく指定区域について
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00149173.html>
- ⑫既存の建物を使用する場合は、建築確認申請書・建築確認済証及び検査済証（建築済証を紛失している場合は世田谷区都市整備政策部建築調整課が発行する台帳記載事項証明書）の提出が可能であり、かつ建築基準法による用途変更が確実にできるものであり、放課後児童健全育成事業所として使用するための施設基準を満たす建物であること。

⑬原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物（新耐震基準）。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け、I s 値（構造耐震指標）が0.7以上かつ、q 値1.0以上若しくは、C t u S d 値0.3以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物、I w 値が1.1以上の木造の建築物は、対象となることがあります。

⑭建物の用途は、建築基準法と同様に「児童福祉施設等（福祉施設）」とし、建築基準関係規定である「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（以下「世田谷区バリアフリー建築条例」という。）」に適合させること。また、世田谷区都市整備政策部都市デザイン課へ「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」の届出をし、後日、児童課へ副本を提出すること。

●条例に関すること

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/007/index.html>

●世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例届出のご案内

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/001/d00004931.html>

⑮設計にあたり、その他世田谷区関係条例等については、必ず事前に世田谷区関係部署に相談し、その指示に従うこと。（例）世田谷区みどりの基本条例（各総合支所街づくり課）、その他保健所など。

⑯区の補助制度を活用し、児童福祉施設等工事請負契約等を行う場合は、契約の透明性及び公正性を確保するため、区が行う契約手続きに準拠した取り扱いにするなど、適切な入札を実施すること。

2. 運営にかかる要件

（1）開設日、開設時間

開設日：日曜日、祝休日及び年末年始を除く毎日開所とする。

開設時間：平日は、下校時から午後7時まで

土曜日・長期休暇期間は、午前8時15分から午後7時まで

※午後7時以降も開設する場合は、多様な活動としてご提案ください。

※学級閉鎖時等の扱いは新BOP学童クラブに準ずるものとする。

（2）職員配置

支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置し、うち1人は常勤職員とすること。ただし、そのうち1人を除き補助員とすることも可とする。

また、以下のとおり体制を整えること。

- ・安定した運営を行えるよう、施設長・常勤職員の異動は区に事前に協議すること。
- ・配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。
- ・小学校から当該事業者への移動にあたっては、必ず職員が引率すること（送迎）。学年ごとやBOP（放課後子供教室）利用児について下校時間がずれる場合は、必要に応じて複数回引率できる体制を整えること。

【引率について】

- ・ 原則として児童5名までは1名以上、児童6～12人までは2名以上を目安に引率すること。13名以上を引率するときは、約10人増えるごとに1名を目安に増員すること。
- ・ 入学当初の引率については、上記の人数に関わらず児童の安全性がしっかり確保できる体制を組むことともに、大通りを挟む場合や不審者情報のお知らせが出ている場合、荒天時にも児童の安全を最優先し、上記目安に加え引率者を追加配置できる体制を組むこと。
- ・ 車両による引率の場合、運転者とは別に引率者を配置すること。
- ・ 1日の引率回数は学校のカリキュラムを踏まえ、原則として3回以上を目安に実施すること。
- ・ 保護者、児童、事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないものとする。
- ・ 引率について、区や学校、新BOP等と調整が必要な場合は、誠意をもって応じること。

(3) 補助対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校1～3年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生までとする。

保護者が、以下(i)～(iv)いずれかの要件を満たすこと。

- (i) 就労が、日曜日を除き、
 - ①勤務の終了時間が午後3時以降(午後3時に終わる就労は該当)の日が週に3日以上あり、かつ
 - ②一週間の就労時間が日中20時間以上であること。
- (ii) 就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。
- (iii) 入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。
- (iv) その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

※新BOP学童クラブを利用する児童は、併せて民設民営放課後児童クラブを利用することはできないため、新BOP学童クラブか民設民営放課後児童クラブのいずれかを選択する。

ただし、19時以降の利用など補助事業以外の利用についてはその限りではない。その場合、事業者においては定員の範囲内で受け入れること。

(4) 利用者の募集・決定

入会期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年入会児童を募集すること。児童募集・選考・決定は、事業者の負担において実施することとし、募集に関するスケジュールや資料(入会申請書等)は、区の指示に従うこと。

① 新年度入会については下記の点に留意すること。

- ・募集開始は、原則として毎年9月1日からとし、1か月以上の募集期間を設けること。
- ・入会予定児童は毎年12月末までに決定し、1月末までに入会者名簿を区に提出すること。その後も増減があれば逐一、区に連絡すること。
- ・当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブとの併用はできない旨を保護者に説明するとともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について事前に保護者の同意を得ること。
- ・入会決定された児童において、新BOP学童クラブも併せて申込みをしている場合は、必ず1月末までに区指定の取り下げ書を児童課へ提出するよう保護者へ案内すること。

② 随時入会については下記の点に留意すること。

- ・毎月1日時点の入会児童名簿及び新規入会者・退会者氏名を、毎月10日までに区に提出すること。
- ・当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブの併用はできない旨を保護者に説明するとともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について事前に保護者の同意を得ること。
- ・当該クラブにおいて入会決定された児童において、新BOP学童クラブも併せて申込みしている場合は、必ず入会日前日までに区指定の取り下げ書を児童課へ提出するよう保護者へ案内すること。

③ 入会の選考方法や選考基準については下記の点に留意すること。

- ・入会の選考方法や選考基準は公正かつ客観的なものとし、公開すること。
- ・選考方法や選考基準の内容は、応募時の事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。
- ・本事業の主旨を踏まえ、優先受入校に通う補助対象児童を定員の8割以上受け入れること。
- ・新年度入会にかかる選考方法は、先着順以外の方法とすること。

(5) 事業内容

基本活動（放課後児童健全育成事業）

(i) 子どもと保護者への支援業務

- ① 子どもの成長と育ちへの支援（成育支援）を行うこと。
- ② 小学校から当該事業所への移動を行うこと。（送迎）
- ③ 出欠確認・記録、安全確保・確認、帰宅管理を行うこと。
- ④ 子どもの心身の健康状態や活動状況の把握を行うこと。
- ⑤ おやつを提供に関すること。

おやつは放課後児童クラブで購入し提供すること。食物アレルギーや宗教上の理由で対応が必要な場合は、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と書面にて丁寧に連絡を取り合い、安全を確保する体制を講じるとともに通常食と混在しないよう工夫を講じて提供すること。

⑥ 配慮を要する児童の受入れに関すること。

配慮を要する児童とは、放課後児童クラブでの支援にあたり、心身の成長・発達等による個別的配慮が必要な児童であり、配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。また、障害者差別解消法に基づき「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」を行うこと。受入れ対象は、2（3）補助対象児童のとおり。

⑦ 保護者との連絡・情報交換、相談支援を丁寧に行うこと。

⑧ 保護者会や個人面談を行うこと。

⑨ 保護者への情報提供や配付物の作成・配付を行うこと。

⑩ 施設外活動への引率を行うこと。

⑪ 児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援を行うこと。

⑫ 帰宅後や卒所後についても緊急時は支援を行うこと。

(ii) 施設管理

① 施設内の衛生管理や感染症対策を行うこと。

② 防犯、防火、警備を行うこと。

③ 各種設備等の適正な管理を行うこと。

(iii) 事業運営

① 利用児童の募集及び入会手続き、退会手続きに関すること。

② 多様な活動の利用料の設定、徴収に関すること。

③ 職員の確保、資質向上のための研修を行うこと。

④ 学校及び新BOP、地域など関連機関との連携を行うこと。

⑤ 犯罪や災害時等の緊急時の危機管理と安全確保のためマニュアル作成や訓練の実施を行うこと。（災害及び不審者等の防災・防犯・安全に関する保護者への連絡事務等を含む。）

⑥ 個人情報保護に関すること。

⑦ 区との連携を行うこと。

⑧ 年間計画や業務日誌等の作成を行うこと。

⑨ 区が依頼する放課後児童クラブに関する調査への回答を行うこと。

⑩ 近隣の保育園等に事業案内を行うこと。（広報）

(iv) その他

多様な活動（基本活動以外の有料メニュー等）

児童や保護者の多様なニーズに即したオプションの提供を可能とする。その参加は保護者・児童の選択とし、必須としないこと。

多様な活動の内容については、応募時に事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。あわせて、毎年、区へ提出し、区より指導があった場合は改善を図り報告すること。

なお、下記について留意すること。

- ・参加しない児童の活動についても十分配慮すること。配慮の方法は事業計画書にて提案すること。
- ・参加の有無によって、入会選考に影響を与えないこと。
- ・基本活動（放課後児童健全育成事業分）と多様な活動（有料メニュー等）については、経理を分けて管理しなければならない。補助事業の実績報告等においても、明確に切り分けた内容で報告すること。

（６）利用料金

基本活動（放課後児童健全育成事業）

新BOP学童クラブと同額とする。

現行：午後6時15分まで月額5,000円（おやつ代を含む。）

午後7時まで月額+1,000円（上限）（延長利用）

※原則は四半期払いとし、保護者から希望があった場合は月単位の支払いにも応じること。

【利用料の減免制度】

利用料の減免制度について、該当の場合は世田谷区に申請するよう保護者説明会等で周知すること。

該当世帯：生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯（給食費のみ免除の場合を除く）又は就学援助費の認定基準に該当する世帯は、世田谷区への別途申請により利用料が全額免除になる。

多様な活動（基本活動以外の有料メニュー等）

参加費が生じる場合は、必ず事前に保護者に説明すること。料金は、実費相当額とし社会通念上、適正な範囲で設定すること。

多様な活動の利用料金一覧については、応募時に事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。あわせて、毎年、区へ提出し、区より指導があった場合は改善を図り報告すること。

（７）巡回指導相談や児童福祉法における報告・検査の実施

区が実施する巡回指導相談や児童福祉法における報告・検査において勧告や指摘事項があった場合は、区と協議の上、改善すること。

（８）保険の加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。（区が加入している補償内容と同等かそれ以上のものとする）

（９）運営内容の評価

質の向上のため、毎年、自己評価及び利用者評価を行い、その結果を公表すること。但し、第三者評価を行った場合は、その年の自己評価及び利用者評価は不要とする。

①東京都福祉サービス第三者評価は、3年間に1回受審し評価結果を公表すること。

②区が行う運営内容等に関する助言指導を積極的に受け入れ、その助言指導に対する改善

を図ること。

③事業者として決定された後、事業者提案による民設民営放課後児童クラブ整備の実績として、区の実施する評価・検証（財務内容も含む。）に協力すること。

（10）その他

区が事業遂行上、必要と認めることについて応じること。

3. 世田谷区との関係

- ①平常時・緊急時に世田谷区と連絡を密に取り、区の児童行政に協力できる事業者であること。
- ②毎年4月1日までにその年度の職員名簿及び放課後児童支援員名簿を区に提出すること。変更が生じた場合は随時提出すること。
- ③補助金の申請書類及び必要書類の提出については、区から案内があり次第、速やかに応じること。また、補助金の検査・調査には必ず応じること。
- ④世田谷区が行う新BOP学童クラブの入会募集時に、民設民営放課後児童クラブの情報提供も併せて行うため、広報資料の提供等に承諾すること。
- ⑤世田谷区が実施する研修に参加すること。

4. 関係機関との連携

- ①事業者は、児童館及び新BOPと実務交流・情報交換・情報共有を図る機会を設け（区から依頼があった場合は参加し）連携を図ること。
- ②事業者は新BOP連絡協議会に参加し、学校や町会等と連携を図ること。
- ③事業者は要保護児童支援協議会に参加し、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図ること。

5. 遵守すべき法令等

児童福祉法

社会福祉法

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

こども基本法

東京都こども基本条例

放課後児童クラブ運営指針

子ども・子育て支援交付金交付要綱

放課後児童健全育成事業実施要綱

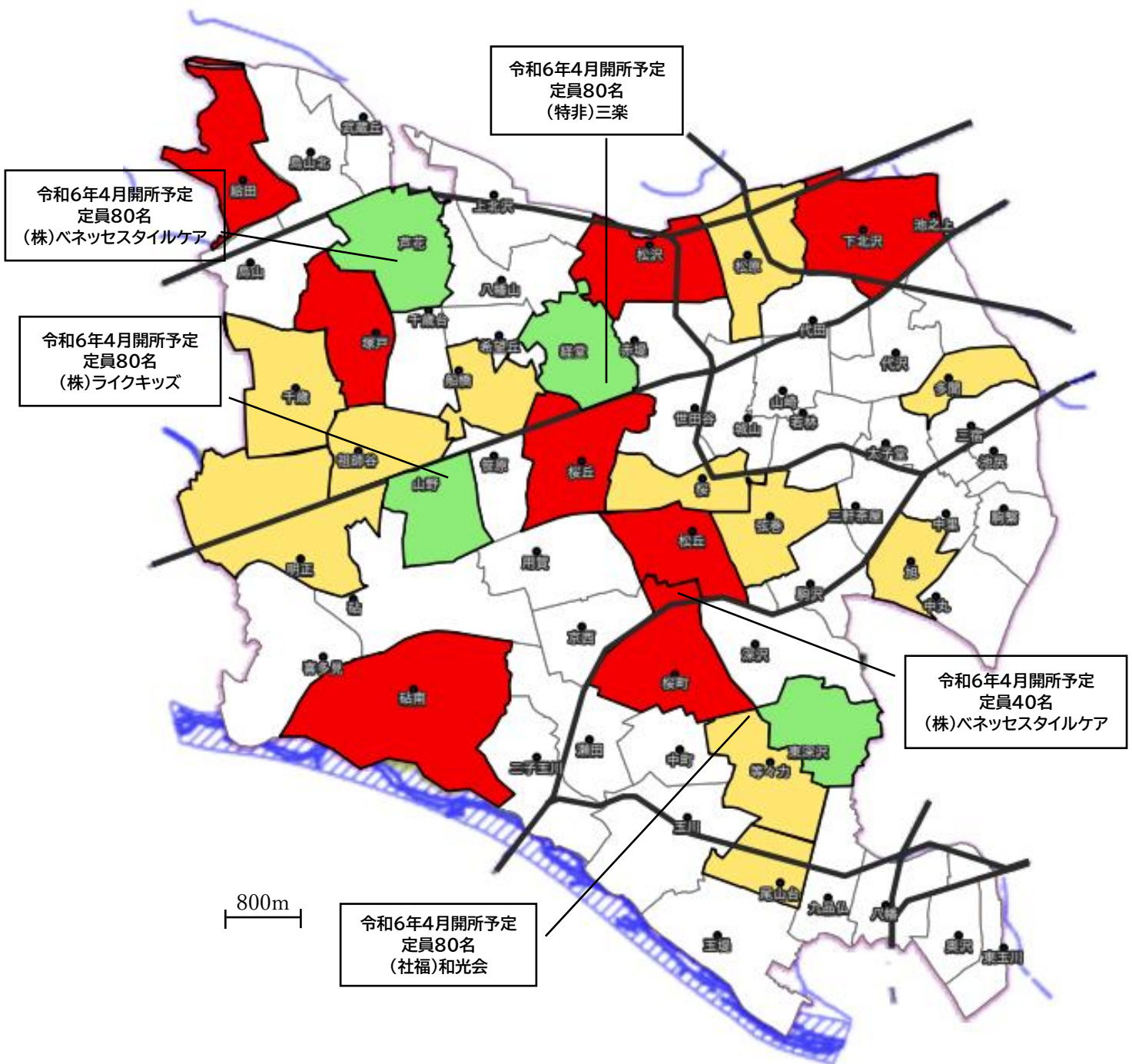
東京都子供・子育て支援交付金補助要綱

東京都学童クラブ事業実施要綱

都型学童クラブ事業補助要綱

都型学童クラブ事業実施要綱
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱
子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱
世田谷区子ども条例
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針
障害者権利条約
障害者差別解消法
東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
世田谷区地域保健福祉推進条例
世田谷区消費生活条例
都市計画法
建築基準法
消防法
東京都建築安全条例
世田谷区街づくり条例
世田谷区バリアフリー建築条例
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
世田谷区風景づくり条例
世田谷区環境基本条例
世田谷区みどりの基本条例
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
世田谷区暴力団排除活動推進条例
その他、関係法令及び条例等

整備優先度マップ（令和5年12月25日時点）



優先順位	登録児童数等
非常に高い【赤】	登録児童数200人以上の新BOP学童クラブの学区域
高い【黄】	登録児童数160～199人の新BOP学童クラブの学区域
個別判断【黄緑】	民設民営放課後児童クラブが整備中の学区域
【色なし】	それ以外

※「整備優先度マップ」はあくまで困窮している学区域を表現しており、民設民営放課後児童クラブの整備誘導を図る場所については、当該小学校から半径約800m圏内とする。

※民設民営放課後児童クラブが整備中の学区域に関しては、登録児童数や応募を検討する事業者からの相談内容等を踏まえ、個別に提案受領の可否の判断を行う。

スケジュール一覧

別紙3

《募集 第1期》 ※主に令和7年4月開所に向けた募集	
令和5年12月25日～令和6年1月12日	事前相談期間
～1月26日	事前協議書類の提出期限日 ※午後5時15分まで
～2月2日	応募締切日 ※午後5時15分まで
2月5日～3月22日	審査 ※現在運営している施設の現地調査とヒアリング審査日程は、選定委員会で指定します。
3月下旬～	事業者の決定、審査結果通知
《募集 第2期》 ※主に令和7年4月開所に向けた募集	
～令和6年6月14日	事前相談期間
～6月21日	事前協議書類の提出期限日 ※午後5時15分まで
～6月28日	応募締切日 ※午後5時15分まで
6月30日～8月16日	審査 ※現在運営している施設の現地調査とヒアリング審査日程は、選定委員会で指定します。
8月下旬～	事業者の決定、審査結果通知
《募集 第3期》 ※主に令和8年4月開所に向けた募集	
～令和6年9月13日	事前相談期間
～9月20日	事前協議書類の提出期限日 ※午後5時15分まで
～9月27日	応募締切日 ※午後5時15分まで
9月30日～11月15日	審査 ※現在運営している施設の現地調査とヒアリング審査日程は、選定委員会で指定します。
11月下旬～	事業者の決定、審査結果通知
《募集 第4期》 ※主に令和8年4月開所に向けた募集	
～令和6年12月13日	事前相談期間
～12月20日	事前協議書類の提出期限日 ※午後5時15分まで
～12月27日	応募締切日 ※午後5時15分まで
令和7年1月6日～2月21日	審査 ※現在運営している施設の現地調査とヒアリング審査日程は、選定委員会で指定します。
3月上旬～	事業者の決定、審査結果通知

上記日程は現時点での予定スケジュールとなっており、審査事務の都合上、スケジュールを変更することがあります。また、選定状況によっては、当該年度の開所に向けた募集を締め切ることもあります。変更がある場合は随時ホームページ上でお知らせいたします。